

令和8・9年度 新潟市小額工事等契約希望者登録申請をされる方へ

1 新潟市小額工事等契約希望者登録制度とは

この制度は、新潟市が発注する公共施設及び出先機関等の工事や修繕のうち、小額で内容が軽易なものについて、受注を希望される方を登録し、市内の業者が直接工事を請け負うことができるようになります。

(1) 登録できるもの

新潟市内に主たる事業所（個人事業主の場合は住所）を有する方で、「**新潟市競争入札参加資格者名簿（建設工事）**」に登録されていないもの

※建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。

(2) 登録できないもの

- ア 新潟市内に主たる事業所（個人事業主の場合は住所）を有しないもの
- イ 契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ていないもの
- ウ 新潟市契約規則第6条の規定に基づく有資格者名簿（建設工事）に登載されているもの
- エ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しないもの
- オ 市税を滞納しているもの。ただし、市長が特に認める場合を除く
- カ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- キ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ク 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
- ケ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- コ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- サ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- シ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 対象となる工事・修繕

内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる1件の契約金額が100万円以下の工事・修繕が対象となります。

具体的な工事の内容は、4ページの「小額工事等の種類及び具体例」をご覧ください。なお、登録できる業種数は3業種までです。

3 提出書類一覧

	提出書類（各1部）	対象者	注釈
1	別記様式第1号 「新潟市小額工事等契約希望者登録申請書」	全ての者	※1
2	市税の納税証明書（新潟市入札用）※写しでも可	全ての者	下記囲み参照
3	事業所の所在地が確認できる書類	該当者のみ	※2
4	別記様式第3号「暴力団等の排除に関する誓約書」	全ての者	※3
5	許可・資格免許等の証明書の写し	該当者のみ	※4
6	その他市長が必要と認める書類	該当者のみ	

- ※1 更新の方は送付書類に追記や見え消し修正を、新規の方は市ホームページからダウンロードの上記載してください。災害時における登録情報紹介の可否について、5ページをご覧の上、該当するほうの□に『✓』を記入してください。
- ※2 個人事業主で申請する住所が納税証明書の住所と異なる方は、その理由を明記した理由書(任意様式)及び事業所の所在地を確認できる書類を提出してください。
- ※3 市ホームページからダウンロードの上、記載してください。
- ※4 施工にあたり、必要とする許可、免許または資格等を証明する書類を提出してください。更新の方も記載がある場合は提出が必要です。

【市税の納税証明書の交付申請にあたっての注意事項】

- 申請者の本人確認をしますので、本人確認書類をお持ちください。
詳しくは、市ホームページ『市税の証明申請における本人確認書類』をご確認ください。
- 法人の証明が必要な場合は、**代表者印を押した申請書または委任状**をお持ちください。
- 法人の証明の申請には本社の住所、法人名、代表取締役名を記載し、本社の代表者印を押印してください。
- 同一世帯の親族以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状をお持ちください。
- 1ヶ月以内に納税(口座振替を含む)した方は、領収書または口座振替された通帳やその写しを必ずお持ちください。納税したことが確認できるものが無い場合、証明書を発行できないことがあります。
- 納税証明書は市民税課（古町ルフル3階）、出張所、中央区を除く各区役所区民生活課で取得できます。
※市役所本館及び中央区役所（N E X T 2 1）では発行できませんので、ご注意ください。
- 市民税・納税関係証明交付申請書及び委任状は、市ホームページからダウンロードできます。
※市ホームページ『市税の証明等』>『証明等の種類と手数料』をご確認ください。
- 申請日前3ヶ月以内に発行されたものを、申請時に提出してください。
- 証明書の提出ができない場合は、契約課までお問い合わせください。

4 申請受付

- (1) 受付期間 令和8年2月2日（月）～2月27日（金）※必着
(土・日曜、祝日等の閉庁日を除く)

(2) 受付場所 持参または郵送で、契約課または各区役所地域総務課（東・中央・西区にあっては総務課）へ

【郵送先】

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所 財務部 契約課 工事契約係

※郵送する場合は、簡易書留等、記録の残る方法で送付ください。

※封筒に「小額工事等契約希望者登録書類 在中」と記載してください。

5 登録の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

なお、申請後の登録結果は、市ホームページに掲載する「新潟市小額工事等契約希望者登録名簿」を公表することで登録結果の通知とします。

6 名簿の公開

「新潟市小額工事等契約希望者登録名簿」に登載されると、府内及び市の各施設・出先機関等が小額工事等を発注する際の見積依頼の対象となります。ただし、名簿に登載されても、見積依頼や契約を約束するものではありません。

なお、この登録名簿は、府内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため、インターネット等で一般に公開しますので、あらかじめご了承の上、申請してください。

7 契約者の選定方法

原則として、複数の業者との見積合わせにより、最低価格の方と契約することになります。なお、見積合わせを依頼されても、都合により辞退することは自由です。辞退するときは必ず連絡（電話でも可）をしてください。ただし、見積書提出後の辞退はできません。

8 契約の締結

契約にあたって、請書等の提出が必要となる場合がありますので、発注課の指示に従ってください。施工は、新潟市契約規則、契約条項、その他関係法令に基づき信義に従い誠実に行わなければなりません。なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種は自ら施工できる範囲で登録してください。

9 請負代金の支払い

工事完了後の検査に合格後、請求に基づき支払います。なお、前払いや出来高による部分払いはありません。

※会計課で債権者登録を事前にしておくと、代金請求のたびに口座情報を記載する必要がなくなります。

問い合わせ先

新潟市役所 財務部 契約課 工事契約係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL: 025-226-2217 (直通) FAX: 025-225-3500

小額工事等の種類及び具体例

No.	工事の種類	具体的な工事の内容の例示
1	土木一式工事	道路(側溝等)・下水(マンホール等)・水路(護岸等)の修繕工事等
2	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶ工事
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、土工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
9	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、プロパンガス配管工事、ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事等
13	舗装工事	アスファルト舗装工事、砂・砂利舗装工事等
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金加工取付け工事等
16	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等
17	塗装工事	塗装工事等
18	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
19	内装仕上工事	天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事等
20	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事等
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事等
22	電気通信工事	有線・無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、放送機械設備工事等
23	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事等
24	さく井工事	さく井工事等
25	建具工事	サッシ・シャッター取付け工事、金属製・木製建具取付け工事等
27	消防施設工事	火災報知設備工事等
28	清掃施設工事	ごみ処理施設工事等
29	解体工事	工作物解体工事
30	その他工事	上記に当てはまらない工事

※No.26 欠番

災害時における登録情報紹介の可否について

令和6年1月1日発災の能登半島地震では、本市において多くの家屋に被害を受け、復旧・復興に向けた取り組みには、小額工事等契約希望者の皆様を含む、多くの建設業者の皆様のご協力とご尽力をいただいているところであり、感謝申し上げます。

市では、この度の災害を背景に、災害などの緊急時に助けを必要とする市民に対して、建設業者の皆様を紹介できるよう、小額工事等契約希望者登録名簿を活用したいと考えています。

災害などの緊急時に、一刻も早く市民の生活再建が進むよう、小額工事等契約希望者登録の際には、「災害時における登録情報紹介」にもご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 災害時における登録情報の紹介について

- ・災害救助法等の適用を受ける災害が発生した場合に、小額工事等契約希望者登録情報を被災者に紹介することができます。
- ・紹介する登録情報:①所在区、②登録工種、③商号・名称、④電話番号または携帯電話番号

2 登録情報紹介の意向確認について

別記様式第1号「新潟市小額工事等契約希望者登録申請書」の「災害時における登録情報紹介の可否について」欄に、登録情報を被災者へ紹介できるか、「□ 可」、「□ 不可」のいずれかの□に『✓』を記入してください。

※「□ 可」を☑とされた場合には、①所在区、②登録工種、③商号・名称、④電話番号または携帯電話番号を一覧表で掲載し被災者へ紹介します。

※「□ 可」、「□ 不可」のどちらを☑としても、小額工事等契約希望者登録の審査には影響しません。
登録要件に該当していれば名簿に登録します。

3 登録情報の紹介方法と掲載期間について

- ・市ホームページに掲載いたします。(下記イメージを想定しています)
- ・掲載期間は、復旧工事・修繕に必要な期間とします。

①〇〇区

②登録工種			③商号・名称	④電話番号または 携帯電話番号
【〇〇】	【××】	【△△】		
○	—	○	団五郎建設	025-xxx-xxxx
—	○	—	左官消太	025-xxx-xxxx
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

※小額工事等契約希望者登録名簿は、ホームページでの公表に当たって④電話番号または携帯電話番号を掲載していません。